

第 11 回平川市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 8 年 1 月 14 日（水） 14 時 00 分～14 時 35 分

2 開催場所 平川市役所 4 階 大会議室 2

3 出席農業委員（17 名）

1 番委員	今井 由香里	2 番委員	今井 文雄	3 番委員	駒井 雄多
4 番委員	山口 知治	5 番委員	大川 哲彌	6 番委員	花田 昭二
7 番委員	花田 良造	9 番委員	齋藤 美也子	10 番委員	外川 清孝
11 番委員	葛西 松静	12 番委員	工藤 守	13 番委員	今井 龍美
14 番委員	小山内 知寛	15 番委員	木村 雅栄	16 番委員	葛西 雅博
17 番委員	古川 榮	18 番委員	桑田 久毅		

4 欠席農業委員（2 名）

8 番委員	對馬 忠法	19 番委員	高井 美奈子		
-------	-------	--------	--------	--	--

5 出席農地利用最適化推進委員【調査員】（7 名）

平賀-1	赤平 和総	平賀-2	阿部 功	平賀-3	小野 哲
平賀-4	齋藤 陽徳	尾上-1	森内 優加利	尾上-2	葛西 均
碓ヶ関	平山 純一				

6 欠席農地利用最適化推進委員（1 名）

平賀-5	谷川 一雄				
------	-------	--	--	--	--

7 出席事務局職員（5 名）

事務局長	中畑 高稔	事務局係長	外川 隆子	主査	佐藤 千尋
主事	阿保 真心	碓ヶ関支局長補佐	成田 剛		

8 議事日程等

第 1 議事録署名者の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案審議

議案第 31 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 32 号 農用地利用集積等促進計画案の作成要請について

報告第 28 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告第 29 号 農地改良届出書（盛土等の届出書）の受理について

9 会議の概要

あいさつ

(省略)

農業委員会憲章
唱和 (委員全
員)

(省略)

【開会 14時03分】

議長 (今井龍
美)

これより、第11回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は、19名中17名です。
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。
議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。
4番山口委員、18番桑田委員の両名にお願いいたします。
次に、会期についてお諮りいたします。
会期を本日1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、会期は本日1日間と決定いたします。
議案説明のため、中畑事務局長、成田碓ヶ関支局長補佐、外川係長、佐藤主査、阿保主事の出席を求めました。書記には、成田碓ヶ関支局長補佐を採用いたします。
それでは議案審議に入ります。
本日の議案は、お手元に配付してある議案第31号から第32号の2件、ほかに報告が2件でございます。
現地調査を担当した委員の方から特に疑問点等がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。
はじめに、議案第31号を議題とし、事務局に説明を求めます。

阿保主事

1ページをご覧ください。

議案第 31 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1：農地法第 3 条調査書と併せて、2 ページをご覧ください。

所有権移転について、76 番から 4 ページの 80 番までは経営拡大、81 番から 5 ページの 84 番までは譲渡人の要望、85 番は耕作便利、86 番は新規就農によるものです。

件数は 11 件、面積 32,047 m²、田 7 筆 9,186 m²、畑 16 筆 22,861 m² です。

続いて、7 ページをご覧ください。

賃貸借権設定について、65 番から 9 ページの 69 番までは経営拡大、70 番は耕作便利によるものです。

件数は 6 件、面積 43,700 m²、田 12 筆 33,365 m²、畑 8 筆 10,335 m² です。

今回、申請のあった案件については、別添 1 のとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、所有権移転の 76 番から 86 番について、賃貸借権設定の 65 番から 70 番について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、議案第 32 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤主査

10 ページをご覧ください。

議案第 32 号 農用地利用集積等促進計画案の作成要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定

に基づき、農地中間管理機構に対して、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画案の作成を要請したいので審議を求めるものです。

11 ページをご覧ください。

整理番号 31 番及び 32 番は、一括方式による所有権移転となります。

整理番号 31 番は経営拡大、32 番は借入地の取得によるものです。

なお、県による公告は令和 8 年 3 月 23 日予定です。

件数は 2 件、面積 7,391 m²、田 4 筆 5,216 m²、畑 1 筆 2,175 m²です。

続いて、12 ページをご覧ください。

整理番号 25 番及び 26 番は、一括方式による賃貸借の利用権設定です。

整理番号 25 番は他者との契約期間満了に伴う新規の契約、26 番は法人への貸直しによるものです。

件数は 2 件、面積 12,732 m²、田 7 筆 12,732 m²です。

今回、申請のあった案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、所有権移転の 31 番から 32 番、利用権設定の 25 番から 26 番について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、報告 2 件について、事務局に説明を求めます。

阿保主事

13 ページをご覧ください。

報告第 28 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

総会資料とは別に配付しております、別添 2：関連案件一覧と併せて、14 ページをご覧ください。

42 番は借受人および他者へ売却するため、43 番は他者へ売却するため、44 番は借受人へ貸し直すため、45 番は法人へ貸し直すため、46 番は他者へ貸付するため解約するものです。

件数は 5 件、面積 31,014 m²、田 3 筆 12,712 m²、畑 12 筆 18,302 m² です。

外川係長

続きまして、16 ページをご覧ください。

報告第 29 号 農地改良届出書（盛土等の届出書）の受理について、このことについて、農地改良届出書を受理したので報告するものです。

17 ページをご覧ください。

4 番の届出地は 18 ページのとおり、猿賀小学校から北西へ約 1.5 km に位置するところです。土地利用計画は 19 ページのとおりで、盛土後は白菜・かぼちゃを作付予定です。

次に、5 番の届出地は 20 ページのとおり、大坊小学校から北西へ約 600m に位置するところです。土地利用計画は 21 ページのとおりです。

今回、当該地に作業小屋を建築したい旨相談があった際に、令和 3 年に盛土をした土地改良の届出が出されていなかったことが判明し、今回の提出となりました。現在は野菜を作付していますが、新たに、点線箇所作業小屋を建築する予定です。建築面積を 200 m²未満で予定しているため、農地転用の許可は不要の案件です。

建築期間は令和 8 年 4 月 1 日から 4 月 30 日を予定しています。

今回の届出件数は 2 件で、面積 1,776 m²、田 3 筆です。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

報告事項ではございますが、ほかに何か聞きたいことがありましたらお願いします。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。

よって、第11回総会を閉会いたします。

【閉会 14時35分】